

革新的先端研究開発支援事業インキュベータータイプ (LEAP)
平成 31 年度 (2019 年度) 提案に関する Q&A

○提案に関する質問

Q1) AMED の提供する LEAP 提案マッチングシステムからの共同提案申し込みがなくても、自ら研究開発実施体制を構築して提案しても良いか。

A1) マッチングシステムからの共同提案申し込みがない場合でも、提案いただいてもかまいません。LEAP の提案マッチングシステムは、より良い研究開発実施体制を構築するために活用いただくことを前提としています。研究開発実施体制は、審査の対象となりますので、研究開発構想を実現するために十分な体制を構築するようにしてください。

Q2) LEAP の提案が可能なのは、革新的先端研究開発支援事業の AMED-CREST、PRIME、戦略的創造研究推進事業 ERATO、CREST、さきがけを実施した者に限定されているとのことだが、共同提案者となるには、どうすればよいか。

A2) LEAP は、AMED-CREST、PRIME、ERATO、CREST、さきがけを 4 年以上実施した方のみ提案可能としており、これら AMED-CREST 等のプログラムで得られたシーズについて、将来的な実用化等を目指し、研究開発を進め、企業導出や臨床応用につなげていただくためのプログラムとなっています。平成 31 年度 (2019 年度) の選考では、2018 年 12 月～2019 年 1 月の間に対象者からの提案にかかる事前登録を受け付けており、この登録を行った研究者のみ、提案可能としています。LEAP 提案の資格がない研究者の場合には、LEAP 提案マッチングシステムを利用し、共同提案について検討することが可能です。LEAP 提案マッチングシステムの利用については、下記を参照してください。

○革新的先端研究開発支援事業インキュベータータイプ (LEAP) 候補課題
マッチング募集

https://www.amed.go.jp/news/program/20181211_leap-jizentouroku_00001.html

○プログラムマネージャー (PM) に関する質問

Q3) LEAP におけるプログラムマネージャー (PM) の役割は何か。具体的には、どのようなことを行うのか。

A4) LEAP では、研究開発課題ごとにプログラムマネージャー (PM) を配置することと

しています。研究開発代表者と協力して、研究開発課題の提案、研究開発の体制整備およびそのマネジメントを行います。また、AMED-CREST、PRIME 等で得られた成果をシーズとして、技術的成立性の提示・証明に向けたマイルストーンの設定とその達成を率先して推進し、将来的な実用化を踏まえた知財戦略の立案や成果の企業導出、臨床応用へ向けた活動を行うこととなります。提案書には、PM の考える戦略とその活動内容について具体的に記述してください。

Q5) プログラムマネージャー (PM) を研究開発代表機関で雇用とある。提案時に PM 候補者が雇用されている必要があるか。

A5) 提案の時点で、PM 候補者が研究開発代表機関において雇用されていなくても、LEAP の提案は可能です。なお、採択後は、速やかに雇用し PM 活動が開始できるように対応してください (PM の人件費は、研究開発費から支出可能です)。

Q6) プログラムマネージャー (PM) は、研究開発代表機関に雇用されている必要があるとのことだが、専任でなければならないのか。あるいは、兼務でも可能か。

A6) PM は、LEAP 推進における重要な役割を担っており、専任が望ましいと考えております。ただし、特殊な事情がある場合には、活動内容やエフォートなどが適正かを判断した上で、兼務でも可能とします。PM は、研究開発代表者と協働して、研究開発の戦略立案と推進にかかる部分を担当し、知財戦略立案や成果の導出活動などを行うこととなりますので、兼務の場合には、研究開発代表機関における秘密保持等、職員と同等のルールを守りつつ研究推進活動が担えるよう、雇用と同等レベルの兼務条件のもとで PM 活動を行うようにしてください。また、兼務の場合には、PM 活動を十分に行うためのエフォートが必要となります。利益相反の管理についても、所属する双方の機関において十分に行うようにしてください。

Q4) プログラムマネージャー (PM) を大学 TLO 担当者とすることは可能か。

A4) LEAP では PM が一つの研究開発課題のみに特化して対応することから、大学 TLO の担当者を PM とすることは相応しくないと考えております。特に、大学とは別に株式会社等として組織運営されている TLO の場合には、大学から委託された TLO 業務全体との切り分けが難しい上に、PM 活動内容を委託業務として依頼することは認められておりませんので、大学 TLO の担当者を PM とすることは相応しくないと考えております。

以上